(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他本市の収入(以下「諸収入金」という。)に係る督促及び延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 【趣旨】

本条は、地方自治法第231条の3の規定に基づき、諸収入金に係る督促及び延滞金の徴収について規定するものです。

#### 【解説】

地方自治法では分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の地方公共団体の歳入について 督促を行う場合、条例に定めることにより、手数料及び延滞金を徴収することができると規定して いることから必要な事項を定めるものです。

(督促)

第2条 市長は、諸収入金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に督促 状を発する日から10日以内の期限を指定して督促状を発しなければならない。

# 【趣旨】

本条は、納期限までに納付しない者に対して、督促状を発する日を定めるものです。

#### 【解説】

納期限の翌日から 20 日以内に督促状を発し、督促状を発する当日から数えて 10 日以内の期限を 指定するものとします。

(延滞金)

第3条 諸収入金を納期限までに納付しない者に対して、当該諸収入金に係る納期限の翌日から 納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6 パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日 までの期間については、年7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただ し、大和市道路占用規則(昭和45年大和市規則第16号)第16条第1項の規定に基づく監督 事務費及び同条第2項の規定に基づく復旧費に係る延滞金の割合については、年14.5 パーセ ント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント)とする。

- 2 前項の延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる諸収入金に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその諸収入金の全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金又はその全額を切り捨てる。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第1項に規定する延滞金の額の計算についての年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間 についても、365日当たりの割合とする。

# 【趣旨】

本条は、延滞金の算出について規定するものです。

## 【解説】

# <第1項関係>

延滞金を計算するうえでの日数、利率を定めたものです。なお、道路占用料については、異なる 期間、利率により延滞金を徴収することを定めています。

#### <第2項関係>

延滞金の算出の際の諸収入金の端数金又は一定金額未満の額の扱いについて定めたものです。

# <第3項関係>

第2項で算出した延滞金の端数金又は一定金額未満の額の扱いについて定めたものです。

## <第4項関係>

延滞金を計算するうえでのうるう年の日を含む場合の扱いについて定めたものです。

#### く関連規定>

大和市道路占用料徵収条例